

公共工事における適正な労働条件の確保に関する意見書

長引く不況により、公共工事の受注をめぐる企業間の競争が激化し、受注した企業の経営悪化や労働者の著しい労働条件低下といった問題が生じている。

本来、賃金などの労働条件は、労働基準法等で定める基準に照らし、労使当事者が自主的に取り組むべきものであるが、過当競争と相まって低価格での受注が増大していることから、下請事業者等の中には、長時間労働や危険な作業を強いられながら、社会保険も適用されていないなど、我が国におけるワーキングプアの実態として社会問題化している。

したがって、公共工事の発注に当たっては、工事の品質保持や透明かつ公正な取引関係の確立とともに、適正な労務賃の確保や労働関係法の遵守などが求められている。

よって、政府においては、良質な公共サービスの安定的供給と併せて、公共工事における適正な労働条件の確保に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

（提出者）全議員